

水戸市指定給水装置工事事業者【新規申請のご案内】

- ◆ 水戸市給水条例の適用される区域内における給水装置の工事は、水戸市給水条例第7条第1項により「指定」を受けた者が施行することとなっています。
- ◆ この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【指定の申請に必要な書類】

記入例	個人	法人	申請の際にお持ちいただくもの	備考
①	○	○	『指定給水装置工事事業者指定申請書』（様式第1）	表面と裏面があります。 （両面とも記入してください。）
②	○	○	『機械器具調書』（別表）	記入例を参考に、所有している器具名を記入してください。
③	○	○	機械器具の写真	調書に記載の写真を添付。見本を参考にA4サイズ紙にプリント。
④	○	○	『誓約書』（様式第2）	
⑤	○	—	住民票	発行日から3か月以内のもの ※個人番号は表示しないでください
	—	○	定款の写し	直近のものを添付してください。
	—	○	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの （登記簿謄本）
	△	△	賃貸借契約書又は、 公共料金等の支払証の写し	支店を設置する場合で、登記や住民登録に記載のないとき。
⑥	○	○	『給水装置工事主任技術者選任・解任届出書』（様式第3）	
⑦	○	○	選任される主任技術者の免状 （証書またはカード）の写し	（様式第3）の内容確認に必要です
⑧	○	○	主任技術者の雇用を証明する書類 例：健康保険証（番号黒塗で消去）	厚生年金保険や住民税の通知書等の公的書類でも証明可能です。
⑨	○	○	事業所の位置図	縮尺 1/2500 程度 ※任意様式
⑩	○	○	水戸市指定給水装置工事事業者の事業運営等に関する調書	表面と裏面があります。 （両面とも記入してください。）

○：必ずご用意いただくもの

—：提出は不要となります

△：必要に応じてご用意いただくもの

【申請手数料】

- ・ 指定手数料 10,000 円

水道部で発行する納入通知書により、水戸市上下水道局指定金融機関にて、お支払いいただきます。

【その他】

- ・ 指定日までの期間は、申請から1ヶ月程度です。

【申請場所】

- ・ 水戸市上下水道局水道部給水課 窓口（庁舎6階）

〒310-8610

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市上下水道局水道部給水課

電話 029-224-1111 内線3951

029-231-4112 （直通）

FAX 029-231-8395



【申請書類の記入方法】

1 『指定給水装置工事事業者指定申請書』（様式第1）

		個人	法人
表	「申請者」欄※1	「住民票」の写しのとおり記入する（字体も）	「登記簿」の謄本のとおり記入する
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役までの全役員を記入する
面	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する	登記簿謄本の「目的」欄を参照して記入する※1
裏	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する （例：～支店 ， ～営業所 等）	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる※2給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号を記入する	

※1 「目的」欄には、「建設業」「土木工事業」等ではなく、「管工事業」

「給排水設備工事業」「水道工事業」といった給水装置に関する事業を行う者であることが明確に確認できる項目のあることが必要です。

※2 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが（水道法施行規則第21条第1項）、水戸市では指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2 『機械器具調書』（別表）

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

【参考：指定の基準】

1 『指定給水装置工事事業者指定申請書』（様式第1）関係

給水装置工事の事業を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる（予定の）者を置く者であること。

2 『機械器具調書』（別表）関係

厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること。

- ・ 管の切断器具・・・金切りのこ等
- ・ 管の加工器具・・・やすり、パイプねじ切り器等
- ・ 管の接合器具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
- ・ 水圧テストポンプ

3 『誓約書』（様式第2）関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ニ. 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ. 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

指定の基準は
全国統一です。



支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。

（新規指定ではありませんので注意してください。）